

労働基準広報

2019 No.1995

6/1

CONTENTS

特集 令和元年度（平成31年度） 労働保険の年度更新手続等について ————— 6

7月10日までに申告・納付の手続を

今年も労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新の時期を迎えた。労働保険については、6月3日（月曜日）から7月10日（水曜日）までの間に、前年度分の確定保険料と当年度分の概算保険料を併せて申告・納付しなければならない。ここでは、今年度における労働保険の年度更新の手続上の留意点について厚生労働省労働基準局労働保険徴収課に解説してもらった。

（厚生労働省労働基準局労働保険徴収課）

●弁護士 & 元監督官がズバリ解決！
～労働問題の「今」～ ————— 20
〈第58回〉働き方改革関連法③ 一年休時季指定義務
使用者が年休時季指定を実施する
場合は就業規則への記載が必要に
改正労基法により、10日以上有給休暇が付与
される労働者に対し、毎年5日、時季を指定して年
休を付与する義務が使用者に課せられた。この年休
時季指定義務は、企業規模にかかわらず、今年4月
1日からすべての事業場に適用されているので、中
小規模事業場も注意が必要。
（弁護士・森井利和 & 特定社会保険労務士・森井博子）

●知れば得する社会保険 ————— 36
第16回「遺族基礎年金」
死亡した被保険者等に生計維持
されていた配偶者または子に
支給される年金給付
（編集部）

●NEWS ————— 1
（厚労省・当面の労働時間対策の具体的推進
を通告）個人別の年休取得計画表の作成を指
導／（労災保険の業種区分で報告書）「医療業」
「情報サービス業」の業種新設を提示／（30年
6月現在の障害者雇用状況）民間企業の実雇
用率は7年連続過去最高の2.05％／（毎勤統
計・30年年末の賞与）2年連続で前年を上回
り1.0%増加の38万9926円に／ほか

●連載 労働スクランブル③④ ————— 46
“あいさつ・マナー・時間”に厳しい日本
～マイナビ調べ
在日外国人がアルバイトで感じた働き方意識～
（労働評論家・飯田康夫）

●本誌読者アンケート — 35 ●わたしの監督雑感
愛知・津島労働基準監督署長 山口英俊 — 54 ●編
集室 — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(35ページ)

労務相談室

回答者

労働基準法 [夏季休暇等を労働日に替え年5日の年休取得] 賃金増えるが問題か — 48 弁護士・加島幸法
社会保険 [日本年金機構から「70歳到達届」が] 届出などの手続き必要か — 50 特定社労士・松本雄之
外国人 [新規部署に特定技能の外国人を雇用予定] 同等報酬要件の証明は — 52 弁護士・田島潤一郎

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内